

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、次の地域を騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に規定する地域の類型ごとに当てはめる地域として指定し、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注

(1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び町道（町道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般道路であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離

によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

忠岡町告示第 2 / 号

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により、忠岡町域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた工業専用地域を除く。)を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



忠岡町告示第 22 号

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



時間の区分 区域の区分	朝 (午前 6 時から 午前 8 時まで) (単位デシベル)	昼間 (午前 8 時から 午後 6 時まで) (単位デシベル)	夕 (午後 6 時から 午後 9 時まで) (単位デシベル)	夜間 (午後 9 時から 午前 6 時まで) (単位デシベル)
第二種区域	50	55	50	45
第三種区域	60	65	60	55

備考

- 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 「第二種区域」及び「第三種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第二種区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
 - 第三種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

忠岡町告示第 23 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表の第1号(以下「別表第1号」という。)の規定により、区域を次のとおり指定し、平成23年4月1日から実施する。

平成23年4月1日

忠岡町長 和田 吉 衛



1 別表第1号ロに該当する区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

2 別表第1号ハに該当する区域

都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

忠岡町告示第 24 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年総理府令第 15 号)の別表の備考の規定により a 区域、b 区域及び c 区域に該当する区域を次のとおり定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



(1) a 区域に該当する区域

平成 23 年忠岡町告示第〇〇号(騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定)により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) b 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域

(3) c 区域に該当する区域

指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

忠岡町告示第 25 号

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



時間の区分 区域の区分	昼間 (午前 6 時から 午後 9 時まで) (単位 デシベル)	夜間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで) (単位 デシベル)
	第一種区域	60
第二種区域	65	60

備考

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
- 「第一種区域」及び「第二種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - 第一種区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
 - 第二種区域 都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

忠岡町告示第 26 号

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により、忠岡町域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた工業専用地域を除く。)を指定し、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



忠岡町告示第 27 号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1の付表の第1号(以下「付表第1号」という。)の規定により、区域を次のとおり指定し、平成23年4月1日から実施する。

平成23年4月1日

忠岡町長 和田 吉 衛



1 付表第1号ロに該当する区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

3 付表第1号ハに該当する区域

都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

忠岡町告示第 28 号

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 の表の備考の 1 の規定により、区域を次の 1 のとおり定め、同表の備考の 2 の規定により、時間を次の 2 のとおり定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

平成 23 年 4 月 1 日

忠岡町長 和田 吉 衛



1 区域

(1) 第一種区域

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域

(2) 第二種区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

2 時間

(1) 昼間 午前 6 時から午後 9 時まで

(2) 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで